

平成 23 年 5 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生 の 情 報 発 信
NO.6 遺言書



ゴールデンウィークは、いかがお過ごしでしたか？
被災された方や、原発問題を考えれば、自粛ムードになってしまいますね。
そのため、消費の低迷などで物が売れない状況が続いています。
日本経済の縮小＝国力の低下を意味しますので、決してよい循環とはいえません。
大きな流れでいうと、お金を使うことが、被災地のためになるのです。
そろそろ自粛ムードに終止符を打ってもよいのかもしれませんがね。
今回は、遺言書について書きました。参考になさってください。

遺言って？

遺言は、自分の死後に、自分の財産の処分方法を指定することができる制度です。
民法（960～1027 条）で、遺言の様式が厳格に規定されているのが特徴です。
せっかく遺言書を書いても、日付や署名、訂正方法などの書式要件を満たしていなかったら、
無効になってしまうのです。

遺言書を書くメリットは？

相続人間での相続争いが防げるということが、一番のメリットでしょう。
遺言書がないと、相続人全員で、遺産分割協議を行い、法定相続分（民法に規定されている
割合）に従って分割することになります。その際に、遺産の分け方で意見が対立し、協議が
難航することが多いのです。
遺言書があると、遺言書の内容に沿って、遺産分割の手続きがとられます。
相続人間の遺産分割協議も必要ないので、相続手続きも、とてもスムーズに進みます。
相続人でない人に遺産をあげることや、子どもの認知も遺言書で可能です。

遺言書の種類

一般的には、自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが、安全確実なのは、公正証書遺言と
いえるでしょう。

①自筆証書遺言

遺言者が全文を自分で書き（自筆）、署名、押印します。保管するのも遺言者です。
メリットは、紙とペンがあればいつでも作成でき、内容を秘密にできること、費用がかから
ないことです。

デメリットは、様式の不備で無効になったり、紛失、^{いんとく}隠匿、偽造などのおそれがあること、

死後、遺言書が発見されたときは、家庭裁判所での検認手続き（遺言書の様式を満たしているかを家庭裁判所がチェックします）が必要なことです。

②公正証書遺言

遺言者の意思に基づいて、公証人が遺言書を作成します。証人二人が必要です。メリットは、公証人が作成するので、様式の不備で遺言書が無効になる心配はないこと、原本は、公証役場に保管されるので、偽造、紛失の心配がないこと、家庭裁判所の検認手続きも必要ないことです。

デメリットは、作成の費用がかかることと、証人2人に遺言書の内容を知られてしまうことです。

遺言書の変更・取り消し

遺言書の変更・取り消しは、いつでも何回でも可能です。変更・取り消しの方法も、方式を同じにする必要はなく、例えば、最初に作成した公正証書遺言を、後日、自筆証書遺言で変更・取り消しすることも可能です。

遺言書の第一歩は、財産目録を作成することです。当事務所オリジナルの「財産の記録」（6月中にHPで有料販売予定）をご活用ください。情報発信をお読みいただいている方には、無料で差し上げますので、お電話してください。シンプル（ブルー） エレガント（ピンク）の2種類をご用意しております。遺言までは・・・という方も、資産チェックのつもりで書かれるとよいです。

最後までお読みいただき、ありがとうございます！！
次回は、地震保険についてです。お楽しみに。

メイン業務

離婚、遺言・相続、後見制度

その他

交通事故、契約書、内容証明
会社設立

◆行政書士6年 主婦16年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生
ファイナンシャルプランナー

〒659-0051 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com